

## 宮坂奈緒情報開示に関する陳情反対討論

(宮坂奈緒君) ただいまから、きらり浦安を代表いたしまして、道路と宅地の一体的な液状化対策事業に係る対象全地区での地質調査の実施と液状化対策に係る情報開示に関する陳情に対して反対の立場から討論を行います。

まず、陳情の趣旨1には、液状化対策該当全地区の「沖積粘土層の圧密沈下試験を速やかに実施し、その結果を公表してください」というふうにあります。これについて、市当局は、浦安のような均一な沖積粘土地盤であれば、過去に実施した公共施設建設の際の地質調査結果並びにマンション等の建設の際に民間企業が調査した地質調査結果に加え、震災直後に実施した地質調査結果等により、市内の地盤特性は十分に把握できており、工法の可能性を見きわめるための概略調査は不要というふうにしております。

また、陳情代表者の方は、潮来市において実施されております地下水位を地表から3メートル低下させる**地下水位低下**工法を例に挙げ、本市でも採用できるとの考えですが、これは潮来市にあっては液状化のおそれのある地盤が地表から5メートル程度と浅いためであり、液状化のおそれのある地盤が地表から10メートルから12メートルもある本市とでは全く地盤の条件が違います。

平成23年度の浦安市液状化対策技術検討調査報告書の中の地盤特性の把握・液状化の要因分析編を見ると、地盤特性を把握するために、既存データ397本と、これら既存の地質調査が実施されていない箇所から現地状況を勘案し、新たに23地点で地質調査が実施され、それらの結果も土質断面図として掲載をされております。これを見る限り、本市の中町、新町にあっては液状化層が厚く分布しており、改めて調査をしなくても**地下水位低下**工法の採用は難しいということが理解できます。

次に、陳情の趣旨2、「市が保有する液状化工法に係る情報を広く市民に公開し、調査不足の点があれば必要な措置を行い、すべての情報を公開してください」についてですけれども、これまで市は、平成23年度の浦安市液状化対策技術検討調査並びに平成24年度の市街地液状化対策実現可能性調査にかかわる委員会資料や報告書の全文を市のホームページに掲載するとともに、市街地液状化対策実現可能性調査を踏まえ、高洲地区で実施した**地下水位低下**工法の実験結果についても主要なポイントを取りまとめ、概要版として掲載をしております。また、市主催、自治会主催を合わせ合計24回の住民説明会を実施するとともに、対象地区の全ての世帯に事業の概要を示した資料を投函するなどし、**地下水位低下**工法を推奨しないことを含め、きめ細やかな情報提供を行ってきています。

さらに、具体的な検討に進んだ16地区については、160回に及ぶ個別勉強会にお

いて、地区住民の皆様とより詳細な議論を展開してきました。そして、これらの取り組みの過程で市民の皆様にお知らせすべき事項については、広報うらやすや市のホームページを活用し随時公開しており、市民への情報提供も十分になされているというふうに考えられております。

私の住む舞浜二丁目パークシティ舞浜自治会におきましても、市街地液状化対策プロジェクトを立ち上げ、約1年がたとうとしております。考え方や効果、工法、事業費、住民負担など、具体的な内容を知るために少人数の個別勉強会を28回開催し、市からの説明、質問を繰り返し、多くの疑問を解消し理解を深めてまいりました。この間、無利子でのローンが可能なこと、住民が気にしていた生垣、塀を撤去せずに対策ができることなど、市としても住民の声を反映させながら取り組まれてきました。

事業計画案作成申込みを6月までにしなければ国と浦安市からの支援を得て工事をする権利がなくなるという、その期限があるということを念頭に置いて声かけを行ってきました。それも、自分の終の棲家となるかもしれない地区・区域の資産価値を守りたい、安心して住み続けたいという郷土愛、それだけです。そして、今回の陳情は、これらの取り組みを根本から否定するものであり、全てをストップさせることとなります。

2013年、去年の11月に東野の三丁目11番で行われておりました地盤改良試験工事見学会において、格子状地中壁工法による液状化対策を想定して打設した試験ぐいの一部を自治会有志で見学に行った際には、参加者は、早く対策をしなくてはと認識をいたしましたし、私たちの自治会と同時刻に陳情代表者の方もその場にいらっしやう、それらの試験ぐいを目の当たりにしていたということもお伝えいたします。

また、陳情代表者の方は、私の家族、関係者に個別にメールを送り「コメントを用意し、既にマスコミ各社に渡してある。真の反対する理由は何なのか」などの内容を送りつけてきております。この採決の結果をマスコミに送ることで何が変わるのでしょうか。真の理由は、これまでも述べてきたように、十分に情報を公開している、不明点はこれまでも個別説明を担当課から何度も何度も伺っているはずです。

さらには、そのメール内で「今定例会で液状化対策の議会答弁では、同様のもの、同様の答弁が繰り返されているのは、それしかないということです」ともありました。再三工法のメリット、デメリットをお伝えしても理解しようとせずに同じ質問を繰り返すのですから、答えも同じことが返ってくるのは当然のことだと思っています。そろそろ事実を目を向けていただいて、浦安の復興のために目を向けるべきだと思います。

このようなことから、陳情1の事業対象、全区域を対象とした沖積粘性土の圧密試験については、改めて時間と費用をかけて実施する必要はなく、陳情の趣旨2の液状化工法に関する情報についても、既に市が住民説明会やホームページで説明・公開済みであり、陳情の趣旨1、2、それぞれ対応不要と判断し、本陳情については反対とさせていただきます。

以上、きらり浦安を代表いたしまして反対討論といたします。